

自営業者、自営協力者、農業従事者、内職、在宅勤務、親族が経営する会社等で就労している方用
(本申告書は就労者本人が記入してください。)

保護者記入欄	保育関係施設名	児童氏名	就労者と児童との続柄 ※いずれかに○	整理番号
			父・母・その他()	

※ 複数の児童を申し込まれている場合、全ての児童氏名を記入してください。就労状況申告書は保護者1人につき1部の提出で結構です。
※ 現在の施設を継続する場合の保育関係施設名は継続する施設を、新規で申し込まれる場合は第1希望の施設を記入してください。

記入日： 年 月 日

就労状況申告書

※ 本申告書は就労証明書と併せて提出してください

就労状況について、下記のとおり申告します。

就労者氏名

※ 必要事項を記入または該当する箇所に☑を付してください。

事業形態	<input type="checkbox"/> 本人が経営 <input type="checkbox"/> 配偶者が経営 <input type="checkbox"/> 親族が経営 <input type="checkbox"/> その他()
仕事内容 (自宅内自営や内職の場合、児童を保育するにあたり、とくに危険と思われる状況があれば併せてご記入ください。)	具体的な仕事内容： 農業従事者は、農作物・作付面積・収穫時期・時期ごとの具体的作業内容等の記載をしてください。
	児童を保育するにあたり、刃物、劇薬を取り扱う等、児童に危険が及ぶ職種の場合は、該当項目にチェックを入れ、具体的状況を記入してください。
	<input type="checkbox"/> 刃物を使用 <input type="checkbox"/> 劇薬を使用 <input type="checkbox"/> 火を使用 <input type="checkbox"/> 機械を使用
	<input type="checkbox"/> その他の危険物()を使用
	具体的状況
就労日数	<input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日 実働時間 1日 時間 分
勤務中に行う家事育児等の状況	<input type="checkbox"/> 掃除 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 料理 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 育児(子の年齢： 歳 か月) <input type="checkbox"/> 休憩 <input type="checkbox"/> その他() ◎上記家事育児等の1日あたりの合計時間： 時間 分
	<input type="checkbox"/> 勤務中家事育児等は行っていない。
事業の状況等 (経営者(事業主)の方はご記入ください。)	会社名(屋号)： HPの有無： <input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無 HPアドレス： 事業形態： <input type="checkbox"/> 法人企業(株式会社、持分会社、有限会社等) <input type="checkbox"/> 個人企業(個人商店、農家等) 個人企業の状況：①開業届 <input type="checkbox"/> 提出済、 <input type="checkbox"/> 未提出 ②確定申告の種類 <input type="checkbox"/> 青色、 <input type="checkbox"/> 白色
	給与(雇用)の形態 (経営者(事業主)の方は記入不要です。)
	<input type="checkbox"/> 月給 _____ 円 <input type="checkbox"/> 日給 _____ 円 <input type="checkbox"/> 時給 _____ 円 <input type="checkbox"/> 専従者控除 _____ 円 <input type="checkbox"/> 歩合 ※雇用主との契約上の対価(支給予定額)を記入してください。

<1日の就労状況表>

就労している日の平均的な状況を具体的に(就労、家事、育児、休憩時間)記入してください。

5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時
13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時

・労働の対価を伴うものが、入所に係る労働の対象となります。(家事手伝い等は含みません。)
・給与(報酬)支払明細書等の収入が分かる書類(確定申告書や通帳の写し可)を本書に添付してください。
・報酬(収入)が歩合制の場合は、歩合の内容がわかる書類(契約書、就労規則等)の添付も必要です。
・配偶者が個人企業主の場合、原則、非扶養の方(事業専従者等の方)が就労者となります。
・内職や家業の手伝いを要件として入所した方は、内職や家業の手伝いにより19,000円【300円(平均工賃※)×64時間(入所要件)】以上の収入を得ていることが分かる書類(支払い明細書、入金を確認できる通帳の写し等)の提出が毎月必要です。3か月以上収入額が分かる書類の提出が行われない場合や3か月以上収入が19,000円を下回る場合は退所になります。
※厚生労働省「平成29年度家内労働等実態調査」より積算